

京都市地域コミュニティ活性化推進条例等に基づく取組について

1 これまでの取組

(1) 転入者に対する啓発チラシの配布（4月～）

区役所・支所の市民窓口課において、転入者に対し、条例の概要をわかりやすく記載したチラシの配布を開始。

(2) 地域コミュニティサポートセンターの設置（6月～）

自治会・町内会の運営や地域の課題についての相談に応じる「地域コミュニティサポートセンター」を地域自治推進室内に設置。

(3) 連絡調整担当者届出・開示の受付（7月～）

条例によって共同住宅の建築主に義務付けられている、工事・販売・賃貸・管理を行う事業者ごとの、地域との連絡調整担当者の届出について、受付を開始。届出は、学区自治連合会等からの請求に応じて開示。

(4) 地域コミュニティ活性化に向けた地域活動支援制度の創設（7月～）

自治会・町内会等が行う、自治会加入促進、自治会結成等の取組に対して費用を助成する制度（上限10万円）を創設。

(5) 地域コミュニティ活性化庁内連携会議の設置（9月～）

地域コミュニティに関わる様々な部署が、行政の縦割りに陥ることなく、関連する施策の融合による相乗効果を発揮させることを目的として設置。

(6) 自治会・町内会アンケートの実施（9月～）

全自治会・町内会（約6,300団体）の代表者を対象としたアンケートを実施。結果に基づいて自治会・町内会の現状分析、加入率算出等を行っている。

(7) 自治会・町内会&NPOおうえんポータルサイトの開設（11月～）

自治会・町内会に関する情報とNPOに関する情報を一元的に発信する専用ポータルサイトを開設。

(8) 地域活動ハンドブックの作成・配布（２月～）

自治会・町内会の運営や活動の手引き、規約、会計様式等の見本、参考となる取組事例などを取りまとめたハンドブックを作成し、区役所・支所地域力推進室等で配布している。

(9) 自治会・町内会&NPO活動おうえんシンポジウムの開催（３月２日）

自治会・町内会とNPOの連携による地域コミュニティ活性化の取組や先進的な成功事例を共有するシンポジウムをイオンモール KYOTO で開催。

(10) 「暮らしのてびき」への掲載

総合企画局が作成し、区役所・支所市民窓口課で配布している「暮らしのてびき」に、自治会・町内会への加入についての呼び掛けを掲載。

2 今後の取組

(1) 地域コミュニティ活性化ブックレット（マンガ本）の作成・配布

地域における人と人とのつながりや、地域活動の大切さを、地域の将来の担い手となる子どもたちに分かってもらえるよう、マンガ本（計16ページ）を作成し、小学校3年生に配布するとともに、家庭でも話し合ってもらうきっかけとする。

(2) 事業者の顕彰制度の創設

地域コミュニティ活性化に功績のあった事業者を顕彰する制度の創設。

3 平成25年度の新規・充実事業等

(1) 平成24年度から転入者に対して配布してきたチラシ（1(1)参照）の内容を「暮らしのてびき」へ掲載するため、新たに、当該区の紹介等を掲載したチラシを作成し、転入者に対して配布する。

(2) 自治会・町内会等が行う、自治会等の加入促進に向けた自主的取組に対して経費を助成する「地域コミュニティ活性化に向けた地域活動支援制度」の充実。

(3) 自治会・町内会等による、自治会等の未加入者への加入呼び掛けのための周知用ポスターの作成及び配布。